

公営住宅 緑ヶ丘町営住宅 入居者募集

- ＜所在地＞ 信濃町大字柏原 2526-2 D棟1階（D-1号）
- ＜建物の概要＞ 鉄筋コンクリート3階建て【平成19年建築】
- ＜建物の設備＞ 2LDK 63㎡ 和室6畳・洋室6畳 物置付
オール電化 上下水道完備
- ＜家賃＞ 所得区分により公営住宅法施行令第2条により算出
《令和7年度の目安 1ヶ月 22,100円～32,900円》
- ＜共同費＞ 共用部分（階段・外灯の電気料、外の水道料）の実費
- ＜敷金＞ 家賃の3ヶ月（入居時に徴収、退去時に還付）
- ＜申込資格＞ ①月額所得が158,000円以下の方。計算方法は下記参照
②入居決定後、15日以内に当地に住所を有することのできる方
③同居親族のある方（ただし、条件を満たした単身者は入居可）
④現に住宅に困窮している方（持ち家のある方は対象外）
⑤税を滞納していないこと
⑥入居者及びその同居者が暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者でない者
⑦入居申込み時に必要書類等を提出できる方
- ＜申込に必要な書類＞ 公営住宅入居申込書
住民票の謄本
納税証明書（税関係：住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で支払しているものすべて）
所得課税扶養証明書（扶養を取っている方）
所得証明書（扶養を取っていない方 入居予定で収入のある人全員分）
婚約証明書（結婚予定者のみ）
- ＜入居者の決定＞ 申込書類を審査の上、入居希望者が多数の場合は公開抽選により決定します。
- ＜申込期間＞ 令和7年10月3日（金）から10月17日（金）まで（必着）
（期間外の申込は無効とさせていただきます）
- ＜抽選予定日＞ 令和7年10月21日（火）午後6時 信濃町役場 第8会議室
- ＜入居決定日＞ 令和7年10月23日（木）
- ＜お問い合わせ＞ 信濃町役場 建設水道課 管理・国土調査係
直通電話：026（255）6821 FAX：026（255）4470
メール：kanri@town.shinano.lg.jp

＜月額収入計算方法＞

（入居希望者全員の所得額合計－入居する扶養者×38万円）÷12＝158,000円以下

・158,000円を超えた者は入居できません。

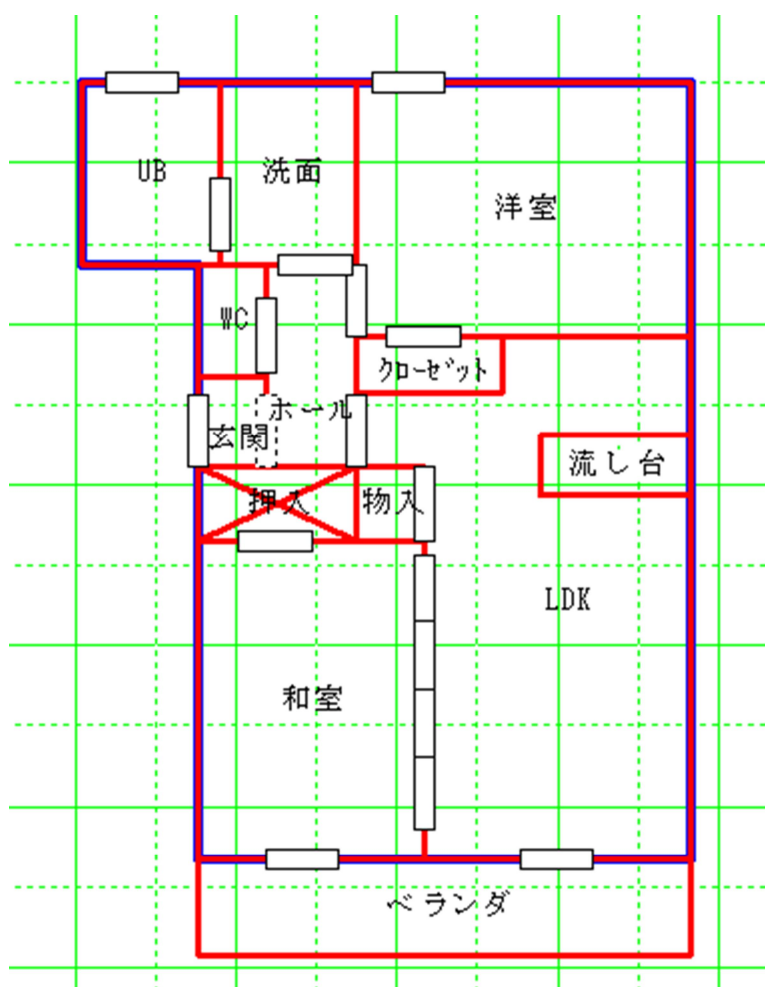
また入居後158,000円を超えた場合は、退去（明渡し）対象者となります。

ただし、特定扶養親族がいる方、高齢者・障害者・寡婦（夫）の控除を受けている方は、管理・国土調査係窓口でおたずねください。

●緑ヶ丘町営住宅イメージ



●D-1号の見取図



4

緑ヶ丘町営住宅

全般

- ・特定公共賃貸住宅は建物西側、公営住宅は建物南側の物置、駐車場(1戸2台分)を指定。
- ・駐車場の除雪は各自で行ってください。
- ・家賃は毎年、所得により再計算され翌年の家賃となります。所得証明の提出を毎年9月頃に求めますので必ず提出してください。
- ・入居者及びその同居者が暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者は入居できません。

各戸

- ・住宅の鍵は、前入居者が使用していたものから換えていません。希望する方は自費で鍵の交換をしていただきますので、お申し出ください。なお、鍵を交換した場合は、スペアキーを役場建設水道課へ提出してください。
- ・室内の壁等への釘、ねじの使用禁止、画びょうは使用を控えてください。
- ・各部屋の電器、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等電化製品も自分で用意をしてください。
- ・犬、猫のペット禁止。
- ・共同費は年度末に実費を全12戸で按分し納付していただきます。
- ・共同施設及び躯体以外の修繕は各戸で行っていただきます。
- ・退去時は、畳の表替え及び汚れのある壁紙は張替えを行っていただきます。
- ・家賃は毎月27日の口座引き落としします。(3ヶ月以上滞納で退去対象となります)

組からの要望

- ・ゴミの集積場は町営住宅専用の場所を使用します。大切に使用してください。
- ・入居後、町16-2組及び柏原区へ加入していただきます。
- ・地区役員についても順次回ってきます。「やらない・できない」はできません。

抽選

- ・抽選会には必ず入居者が出席してください。

入居者説明会

- ・入居者決定後に入居説明会を後日、現地にて行います。

以上必読のうえ、申込書に記入をし提出してください。

注意) 抽選の結果に関わらず、提出された書類は返却しません。

公営住宅の補足用語

緑ヶ丘住宅のみ

指定箇所

- ・優先入居の指定住戸は、緑ヶ丘公営住宅 B・C・D 棟の各 1～3 階の 9 戸分とする。
- ・単身入居の指定住戸は、緑ヶ丘公営住宅 1 階の 3 戸分とする。

優先入居、単独入居の優遇

- ・優先及び単独入居とは一般の世帯より優先に入居できるという意味でなく、クジ引きの際 2 回クジを引くことが出来るということです。

優先入居申込対象者について

- ・次のいずれかに該当する場合は優先入居申込対象者となります。
 - (1) 生活保護法に基づく被保護者世帯
 - (2) 心身障害者世帯（身体障害者手帳 1～4 級程度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級程度、療育手帳重度～中程度、戦傷病者手帳特別項症から第 6 項症等）
 - (3) 母子・寡夫世帯
 - (4) 老人世帯（入居申込者が 60 歳以上であり、かつ同居者全員が 60 歳以上 18 歳未満又は（2）と同程度の障害者等の場合）
 - (5) 海外からの引揚者世帯、中国残留邦人世帯
 - (6) 多子世帯（同居者に 18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯）
 - (7) 子育て世帯（同居者に小学校就学前の子のいる世帯）
 - (8) 配偶者からの暴力被害者（DV 被害者）世帯・犯罪等被害者世帯 等

単身入居申込資格について

- ・次のいずれかに該当する方は、同居親族がない場合でも申込むことができます。
 - (1) 60 歳以上の者
 - (2) 心身障害者（身体障害者手帳 1～4 級程度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級程度、療育手帳の交付を受け得る程度。ただし、精神・知的障害のある方については、現住所又は入居希望団地が所在する市町村の福祉担当部局において、単身生活が可能と判断された方に限ります。）
 - (3) 生活保護法に基づく被保護者
 - (4) 配偶者からの暴力被害者（DV 被害者）、犯罪等被害者
 - (5) 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者 等

公営住宅(緑ヶ丘、東裏住宅)全般

裁量階層について

- ・次のいずれかに該当する場合は入居の基準となる所得月額が 21 万 4 千円以下の世帯に該当します。
 - (1) 入居申込者または同居者に心身障害者（身体障害者手帳 1～4 級程度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級程度、療育手帳重度～中程度）がいる場合
 - (2) 入居申込者が 60 歳以上で、かつ同居者全員が 60 歳以上又は 18 歳未満の場合
 - (3) 同居者に小学校就学前の子がいる場合
 - (4) 入居者または同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる場合